

白岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する
 条例 新旧対照表

新	旧
第1条 白岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正 (虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、<u>児童福祉法第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)</u>に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	第1条 白岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正 (虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、<u>児童福祉法第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
第2条 白岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正 (虐待等の禁止) 第13条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	第2条 白岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正 (虐待等の禁止) 第13条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
第3条 白岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正 (虐待等の禁止) 第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、<u>法第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	第3条 白岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正 (虐待等の禁止) 第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、<u>法第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。